

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2024年3月号 (Vol.13)

中国の事業者集中の申告基準の改正／公取委、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書を公表

- I. 中国の事業者集中の申告基準の改正
II. 公取委、「特定受託事業者に係る
取引の適正化に関する検討会」報告書を公表

森・濱田松本法律事務所
弁護士 藤田 知也
TEL. 03 6266 8575
tomoya.fujita@mhm-global.com
弁護士 竹腰 沙織
TEL. 03 6266 8903
saori.takekoshi@mhm-global.com
弁護士 鈴木 幹太
TEL. 03 6213 8118
kanta.suzuki@mhm-global.com
弁護士 塩崎 耕平
TEL. 03 5293 4860
kohei.shiozaki@mhm-global.com
弁護士 李 昕陽
TEL. +86 21 6841 2500
xinyang.li@mhm-global.com
弁護士 橋川 文哉
TEL. 03 6266 8559
fumiya.kitsukawa@mhm-global.com
弁護士 志村 真人
TEL. 03 5220 1929
masato.shimura@mhm-global.com

I. 中国の事業者集中の申告基準の改正

(藤田、鈴木、塩崎、李)

1. はじめに

中国におけるM&Aはもとより、中国外におけるM&Aであっても、2以上の当事者（グループ）が、中国において一定基準以上の売上を有している場合、中国独禁当局に対する事業者集中の申告が必要となるケースがあり、中国における事業者集中のクリアランス取得の可否や、取得の時期等がM&A案件の成否及びスケジュールに大きく影響するケースが少なからず生じています。

2024年1月22日、中国の「事業者集中の申告基準に関する規定（2024年改正）」（以下「本改正」といいます。）が公布、施行されました。本改正は、2008年に「独占禁止法」が施行されてから初めて、事業者集中¹の申告基準を改正するもので、中国

¹ 中国法における事業者集中とは、①事業者が合併すること、②事業者が持分又は資産を取得する方法により他の事業者に対する支配権を取得すること、③事業者が契約等の方式により、他の事業者に対する支配権を取得すること又は他の事業者に決定的な影響を与えることができることを指しており、日本

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

内外において注目を集めています。

事業者集中の申告基準は、「独占禁止法」に基づく事業者集中独占禁止審査制度において、申告の要否を判断する際の基準を規定しているという点で重要な役割を有しています。

「独占禁止法」に付随する行政法規として、2008年8月3日に、中国国務院から「事業者集中の申告基準に関する規定（2008年版）」が公布されました。そして、2018年に国家機関改革が実施されたことに伴い、同規定における独占禁止法執行機構が変更されました²（以下2018年に修正された「事業者集中の申告基準に関する規定」を「旧規定」といいます。）。一方、事業者集中の申告基準（以下「旧申告基準」といいます。）は、15年以上同じ内容のものが施行されていました。その結果、中国経済の発展に伴い、企業の数及び企業の事業規模が拡大したにもかかわらず、旧申告基準における売上高基準は変更されなかったため、競争を排除し又は制限する効果を有しない事業者集中であっても申告範囲に組み入れられており、企業のM&Aコストの上昇、法執行効率の低下が生じているとの見方もありました。

このような状況を踏まえ、中国国務院は、今般、旧規定を改正し、申告が必要となる基準額を引き上げるに至りました。これにより、旧申告基準を前提とすると、申告が必要であった事業者集中の一部について、本改正に基づく新しい申告基準（以下「新申告基準」といいます。）を前提とすると申告不要となるケースがあり得ることになります。以下、本改正の内容及び適用についてご紹介します。

2. 改正内容の解説

(1) 申告基準額の引上げ

本改正では、下表の「新申告基準」の列に記載された閾値のとおり、関連申告基準額を大幅に引上げました（3条）。社会経済の発展に伴い、競争法上の問題が生じる可能性の低い比較的に小規模の事業者集中の申告を原則として不要とし、法執行資源をより重要な大規模な事業者集中に注力し、より効率的な審査を行うために改正されたと考えられます。

なお、旧規定では、下表の「旧申告基準」の列に記載された4つの閾値のうち、①の閾値を両方満たすか、又は②の閾値を両方満たす場合に、事業者は、事業者集中を実施する前に国務院独占禁止法執行機構（以下「独禁当局」といいます。）に申告しなければならないと規定されていましたが、本改正により、基準となる金額は引き上げられたものの、①の閾値を両方満たすか、又は②の閾値を両方満たす場合

の企業結合に相当します。

² 中国の独占禁止法執行機構について、2008年独占禁止法施行当時は、商務部、国家発展改革委員会及び国家工商管理总局の三者により共同で独占禁止法の法執行を担っていました。しかし、2018年の国家機関改革により、独占禁止法執行機能が上記三つの部門から国家市場監督管理総局に集約され、国家市場監督管理総局の内部にある独占禁止局が独占禁止関連業務を行うようになりました。さらに、2021年11月、国家市場監督管理総局独占禁止局は、国家市場監督管理総局の管理下にあるものの、一定の独立性を有する「国家独占禁止局」に格上げされ、専門の独占禁止法執行機構となりました。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

に申告が必要となる点について、変更はありません。

基準	事業者	売上高 ³	旧申告基準	新申告基準
①	集中に参加する 全ての事業者	前会計年度 ⁴ の 全世界 における売上高の合計	100億人民元を超える	120億人民元を超える
	そのうち少なくとも 2つの事業者	前会計年度の 中国国内 における売上高	いずれも4億人民元を超える	いずれも8億人民元を超える
②	集中に参加する 全ての事業者	前会計年度の 中国国内 における売上高の合計	20億人民元を超える	40億人民元を超える
	そのうち少なくとも 2つの事業者	前会計年度の 中国国内 における売上高	いずれも4億人民元を超える	いずれも8億人民元を超える

また、独禁当局は、経済の発展状況に基づき、本改正に定める申告基準の実施状況について評価を行わなければならないと規定され（6条）、申告基準の評価制度が設けられ、今後、申告基準が経済の発展に伴って適時に調整されると見込まれます。

(2) 特別な申告基準の未採用

上記に加え、2022年6月27日に公布された「事業者集中の申告基準に関する規定（改正草案意見募集稿）」では存在していた、大企業による、売上高は低いが、市場における価値が高いスタートアップ企業等の買収（いわゆる「killer acquisition」）をターゲットとした特別な申告基準について、本改正においては採用されなかったという点が注目されています。

当該改正草案意見募集稿4条によれば、申告基準に達していないが、①集中に参加する1つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高が1,000億人民元を超える場合、②他方の合併当事者又は対象会社の市価（又は評価額）が8億人民元を下回らず、かつ前会計年度の中国国内における売上高がその全世界における売上高に占める割合が1/3を超える場合、という2つの条件を同時に満たした場合、事業者は、事前に独禁当局に申告しなければならないとされていました。

本改正で上記の点が採用されなかった理由としては、企業の市価又は評価額は様々な要素の影響を受ける可能性があり、市価又は評価額が申告基準に導入されることで、事業者集中の申告要否に不確実性が生じるため、採用されなかったという見解もあります。

「killer acquisition」を捕捉する独禁法の措置は、最近ではインドが採用するなどグローバルトレンドになっています⁵。本改正では採用には至りませんでした。独

³ 当該売上高には、関連事業者が前会計年度内の製品販売及び役務提供によって得た収入が含まれ、関連の税金及び付加金が控除されます（「事業者集中審査規則」9条1項）。

⁴ 当該前会計年度とは、集中の合意締結日における前会計年度をいいます（「事業者集中審査規則」9条2項）。

⁵ インドの届出基準の改正については、当事務所 [ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023年12月号 \(Vol.10\)](#) をご参照ください。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

禁当局が killer acquisition に対する関心を強く持っていることがうかがえます。今後、関連取引についての独占禁止法執行の実務に注目する必要があるものと考えられます。

(3) 申告基準に達していない場合の独禁当局の自主的調査権

旧規定では、事業者の集中が申告基準に達しない場合の独禁当局の自主的調査権が規定されていましたが、本改正は、2022年に改正された独占禁止法（以下「独占禁止法（2022年改正）」⁶）の規定に基づいて、関連規定を調整しました。

すなわち、事業者集中が申告基準には達しないが、こうした事業者の集中が競争を排除し又は制限する効果を有し、又は有する可能性があることを証明する証拠がある場合には、独禁当局は、事業者に対し、申告をするよう要求することができることと規定した上で（4条）、事業者集中が(1)に記載した基準を満たすか、又は事業者が上記規定に基づき独禁当局から、申告するよう要求を受けたにもかかわらず、申告を行っていない場合には、独禁当局は、法に従い調査を行わなければならないとされています（5条）。

実際、2023年9月22日、独禁当局が公布した原薬市場の買収案件において、関連事業者集中が旧申告基準に達していませんでしたが、事業者の自発的申告を通じて立件され、独禁当局が審査した結果、当該関連事業者集中が中国関連市場の競争を排除しもしくは制限する効果を有する可能性があるとして、制限的条件付きで集中を認可したことが決定されました⁷。当該案件は、独占禁止法（2022年改正）施行後公表されているもののなかでは、申告基準に達していないにもかかわらず当局に制限的条件付きで事業者集中が認可された初めての案件であると思われます。独禁当局への自主的調査権の付与により、独禁当局は独禁法施行において比較的大きい自由裁量権を有しており、M&A取引に不確実性をもたらすことが懸念されています。この点については、申告基準に達していない場合であっても、競争を排除し又は制限する効果を有する、又はその可能性が存在すると考えられる場合には、念のため、独禁当局に相談したり、場合により自主的に申告をしたりすることにより、M&A取引の確実性を高めるという進め方を採用することも考えられるところです。

3. 新申告基準の適用

本改正は、公布の日から施行されています。但し、新旧申告基準についてどのように整合的な適用がされるかは明確にされていません。例えば、取引が旧申告基準に達したが新申告基準に達しておらず、関連取引契約が本改正公布前に締結され、本改正施行後にクローリングする予定である場合、旧申告基準に基づき事業者集中申告を行う必要があるかが問題となります。この点について、「事業者集中審査規定」8条3項

⁶ 2022年6月24日公布、2022年8月1日施行

⁷ https://www.samr.gov.cn/fldes/tzgg/ftj/art/2023/art_90a71deadd224689b026920807c0389c.html

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

によれば、集中を実施しているか否かの判断要素には、市場主体登記又は権利変更登記の手續完了、高級管理職の任命派遣、経営上の意思決定及び管理への実際の参加、他の事業者との機微情報の交換、実質的な事業統合の有無等が挙げられており、取引契約の締結時点とは関係しない事項が挙げられているといえるので、すなわち集中の実施と判断される時点において施行されている申告基準が適用されるとの見解が存在しています。この見解によれば、取引が旧申告基準に達したが新申告基準に達しておらず、本改正施行後に集中を実施しているか否かの上記判断要素に挙げられた行為を実施する場合には、新申告基準に基づき、申告が不要と整理することは不合理ではないこととなります。

また、取引が旧申告基準には達していたが、新申告基準には達していない場合に、新申告基準施行前にすでに申告され、新申告基準が、当該取引が正式受理される前又はクリアランス取得前に施行された場合、事業者が申告を撤回することができるか否かについても明確にされていません。この点について、「市場監督管理行政許可手續暫定規定」30条3号によれば、市場監督管理部門が行政許可申請を受理した後、行政決定がなされる前に、法令・規則の改正により当該行政許可を受ける必要がなくなった場合には、行政許可の実施を終了しなければならないとされています。こうした規定に基づけば、上記の場合は申告を撤回することが可能であるとも考えられます。

上記の点も含め、現時点では、当局から明確な指針等は示されておらず、新旧申告基準の整合的な適用につき引き続き今後の動向が注目されます。新申告基準に基づいて申告が必要か、申告を撤回できるかに関する現時点における実務上の対応としては、専門家のアドバイス、サポートを受け、適宜独禁当局とコミュニケーションをとるなどして、丁寧に検討を進めていくことが重要になります。

4. まとめ

独禁当局の統計によれば、直近三年間で、中国の事業者集中の審査案件は年間700件程度であり、2023年の各案件の平均審査所要時間は25.7日となっています⁸。本改正により、申告基準が引上げられ、企業側としては、中国における事業者集中申告を必要とするケースの範囲が狭まり、M&Aコストの低減が期待されます。当局側からみると、事業者集中申告案件数量が減少すると見込まれ、独禁当局のリソースの有効活用及び法執行効率の向上（重要案件により大きなリソースを割いて対応すること）を企図していると考えられます。その上で、「killer acquisition」に関する独禁当局の関心、独禁当局の自主的調査権の行使、新旧申告基準の整合的な適用など今後の事業者集中の審査方針、実務を引続き注視することが必要です。

⁸ https://www.samr.gov.cn/xw/tp/art/2024/art_a28935210f284f9595c19c949895d57f.html

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

II. 公取委、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書を公表

(竹腰、橘川、志村)

1. はじめに

2024年1月19日、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、[「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」報告書](#)（以下「本報告書」といいます。）を公表しました⁹。

これは、2023年5月12日に公布された、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「本法」といいます。）において、政令又は公正取引委員会規則（以下「公取委規則」といいます。）で定めることとされている事項に関する報告書です。

本法は、特定受託事業者¹⁰に係る取引の適正化等を目的とするものであり、公布日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。同法の施行に向けて、公取委は、政令又は公取委規則で定めることとされている事項については、特定受託事業者に係る取引実態は業種によって様々であることから、各業種に関する取引実態を踏まえた検討が必要であるとして、2023年8月以降、「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」（以下「本検討会」といいます。）を開催し、検討を行ってきました。

今般、公取委は、本検討会における議論を経て取りまとめられた本報告書を公表し、本検討会における主要な検討事項であった、「業務委託をした場合に明示しなければならない事項（本法3条1項による委任事項）」及び「特定業務委託事業者¹¹の遵守事項の規定の対象となる業務委託の期間（本法5条1項柱書による委任事項）」等について論じています。以下では、本報告書の概要を説明します。

2. 業務委託をした場合に明示しなければならない事項

本法3条1項では、業務委託事業者¹²¹³は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公取委規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないこととされています。

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html

¹⁰ 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者で、(i) 個人であって従業員を使用しない者又は(ii) 法人であって、一名の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しない者をいいます（本法2条1項）。具体的には、従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスがこれに該当します。

¹¹ 「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者で、(i) 個人であって従業員を使用する者又は(ii) 法人であって、二名以上の役員があり、又は従業員を使用する者をいいます（本法2条6項）。具体的には、従業員を使用して「組織」として業務委託を行う発注事業者がこれに該当します。

¹² 「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいいます（本法2条5項）。

¹³ 本法3条の主体は特定業務委託事業者に限られていないことから、フリーランスが発注者側として業務委託する場合も同条の規制対象となります。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

本検討会では、公取委規則へ委任されている業務委託をした場合に明示しなければならない事項（以下「明示事項」といいます。）の具体的な内容について検討が行われ、下表の方向性が示されました。

（本法3条の明示事項とする項目の方向性）

No.	明示事項とする項目	ガイドライン等で 明確化する関連事項	下請法 3条書面
1	業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は番号、記号等であってそれらを識別できるもの	実際の氏名等の把握	同様の記載事項あり
2	業務委託をした日	—	あり
3	特定受託事業者の給付・役務の内容	①知的財産権の帰属 ②納品・検収方法	あり
4	特定受託事業者の給付・役務提供を受ける期日	—	あり
5	特定受託事業者の給付・役務提供の場所	—	あり
6	特定受託事業者の給付・役務の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日	—	あり
7	報酬の額	①諸経費 ②違約金等	あり
8	報酬の支払期日	—	あり
9	報酬の支払につき、手形を交付する場合の必要事項	—	あり ¹⁴
10	報酬の支払につき、一括決済方式で支払う場合の必要事項	—	あり ¹⁵
11	報酬の支払につき、電子記録債権で支払う場合の必要事項	—	あり ¹⁶
12	報酬の支払につき、デジタル払いをする場合の必要事項	—	なし ¹⁷
13	報酬の具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合の、その算定方法	—	あり
14	明示しない事項（未定事項）がある場合の、その理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日	—	あり
15	基本契約等の共通事項があらかじめ明示された場合の個別契約との関連付けの明示	—	あり
16	未定事項の内容を明示する場合の、当初明示した事項との関連性を確認できる記載事項	—	あり
17	特定業務委託事業者による再委託の場合、再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日 ¹⁸	—	なし

¹⁴ 具体的には、当該手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期

¹⁵ 具体的には、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日

¹⁶ 具体的には、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日

¹⁷ なお、下請法3条の書面では、原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法の記載が求められますが、本法では、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法4条2項1号）が規定されていないことから、明示事項とされていません。

¹⁸ 本法において、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

本法3条は、あらかじめ業務委託契約の内容を明示させることによって、発注者とフリーランスとの間のトラブルを未然に防止しようとする趣旨であるところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）3条においても、同様の観点から、発注時の取引条件等を記載した書面の交付義務が定められており、そこで記載事項とされている項目については、本法においても明示事項とすることが適当とされました。

その上で、明示事項としての検討対象となった個別の事項について、以下のとおり検討が行われています。

(1) 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称

(i) 結論

業務委託事業者及び特定受託事業者の名称については、商号、名称又は番号、記号等であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの¹⁹を明示事項とすることで足りるという方向性が示されました。

(ii) 理由

①実際の氏名は紛争が生じた際に必要となる一方で、②フリーランスに係る取引は実際の氏名を開示しない形での取引が非常に多いこと、③ハンドルネーム等を使って取引をしているフリーランスが自身の氏名を明らかにすることは個人情報の観点から非常に強い抵抗があり得ること²⁰、また、④下請法3条の書面においては商号等も許容されていることが挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

トラブルが発生した場合への備えとして実際の氏名等を把握しておくことが考えられる旨をガイドライン等で明らかにすることが期待されるとしています。

(2) 知的財産権の帰属

(i) 結論

知的財産権の帰属については、独立した明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないとされています。

(ii) 理由

①下請法3条の書面においては、一定の場合に知的財産権の譲渡・許諾の範囲を「下請事業者の給付の内容」の一部として明記することになっていること²¹、②「[フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査（令和5年度）](#)」（以下「令和5年

期日は、原則として特定受託事業者の給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内とし、例外として再委託の場合には元委託業務の対価の支払期日から30日以内とすることができるとされています。表No.17の事項は、この例外の適用を受けるために明示が必要な事項です。詳細は下記4.(6)をご参照ください。

¹⁹ なお、SNSのアカウント名については、商号等とは異なり、容易に変更・削除することができるため、明示事項として不十分であるとの議論がなされていました。また、住所については、個人情報保護の観点から明示事項とはされていません。（[本検討会（第6回）議事要旨](#)(1)）。

²⁰ 具体的には、個人情報漏洩、ストーキング、誹謗中傷等の懸念がなされています（[本検討会（第7回）議事要旨](#)(1)ア）。

²¹ [下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）](#)（以下「下請法に関する運用基準」といいます。）第3-1(3)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

度実態調査」といいます。)では業務遂行上明示が望ましいとの回答は必ずしも多くないこと²²、③知的財産権の譲渡・許諾等が生じない業種も多いことが挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

①特定受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権について、業務委託事業者が、作成の目的たる使用の範囲を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、明示事項とされる「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある旨、及び②知的財産権を無償で譲渡・許諾させられる場合や、情報成果物の二次利用について特定受託事業者が知的財産権を有するにもかかわらず収益が配分されない場合等における考え方を、ガイドライン等で明確にすることが期待されるとしています。

(3) 納品・検収方法（納品・検収基準）

(i) 結論

納品・検収方法（納品・検収基準）については、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないとされています。

(ii) 理由

①明示事項とされる「給付の内容」については、下請法と同様²³、その品目、品種、数量、規格、仕様等が明確にされている必要があると考えられることから、受領拒否や支払遅延等のトラブルを防止するためには、「給付の内容」を明確化することで足りること、②納品・検収方法について重ねて明示事項として義務付けることは、フリーランスが業務委託する場合に過大な負担をかけることが挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

「給付の内容」を明示する際には、特定受託事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、具体的に記載する必要があるとの考え方をガイドライン等で示すことが期待されるとしています。

(4) 交通費、宿泊費、材料費等の諸経費

(i) 結論

交通費、宿泊費、材料費等の諸経費については、独立した明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないとされています。

(ii) 理由

①諸経費は「報酬の額」として明示された金額から控除される可能性があり、また②フリーランスに係る取引においては諸経費が報酬の額に占める割合が高く影響が大きいため、明示が必要との意見もある一方で、③発注時にはその有無や額が不明な場合もあることや、④諸経費は下請法 3 条の書面の必要的な記載事項となって

²² 具体的には、「著作権・著作隣接権の取扱い」について、業務遂行上明示が望ましいとの回答があったのは 261 件で、全回答数 1,200 件のうちの 21.75%となっています（令和 5 年度実態調査第 8 表）。

²³ 下請法に関する運用基準第 3-1(3)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

いないこと²⁴が挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

①諸経費を「報酬の額」として支払うこととしている場合には、諸経費を含めた「報酬の額」を明示する必要があるといった考え方²⁵、及び②取決めなく何らかの金額を報酬の額から差し引くことは報酬の減額として問題となり得るため、あらかじめ当該金額の取扱いについて取り決めておくことが望ましいなど、本法 5 条に定める遵守事項（同条については下記 3.ご参照）に関する考え方をガイドライン等で明確にすることが期待されるとしています。

(5) 罰金を含めた違約金等

(i) 結論

いわゆる罰金を含めた違約金等については、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないとされています。

(ii) 理由

違約金等は、①報酬から控除される可能性があることを考えれば明示が望ましい一方で、②これを明示事項として義務付けると、違約金等に関する取決めをすることが通常であるとの誤ったシグナルを送ることとなり得ること、③フリーランスが業務委託する場合に過大な負担をかけることになりかねないこと等が挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

不当な違約金等の額を差し引いた報酬の額を支払う場合には報酬の減額として問題となるなど、本法 5 条に定める遵守事項に関する考え方をガイドライン等で明確にすることが期待されるとしています。

(6) デジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）

(i) 結論

業務委託事業者が支払方法としてデジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）を用いる場合に必要となる事項を明示事項とすることが考えられるとしています。

²⁴ 下請法との整合性については、下請法の場合、下請事業者に委託する際には諸経費が全体の価格に含まれているのが一般的であるという前提があり、あえて諸経費に言及されていないと思われる一方で、フリーランスの場合の報酬は基本的に人件費という扱いで交渉することが多いため、諸経費に関しては発注者とフリーランスとの間で別途しっかりと話し合いをしておかなければならないという点で下請法とは事情が異なるとの指摘がされています（本検討会（第 7 回）議事要旨(1)ア）。また、下請取引に比べ、フリーランスに係る取引は個人に対する発注であり、報酬額自体が比較的少額な中で諸経費が与えるインパクトが割合として大きくなることを考えれば、下請法上のルールとは分けるべき理由があるとの指摘もなされています（本検討会（第 6 回）議事要旨(3)）。

²⁵ フリーランスが先に支払って後から発注者に請求するパターンと、発注者が先に支払ってフリーランスに請求するパターンの、いずれについてもカバーされる想定です。また、委託を受けた業務に着手した後に諸経費がかかることが判明する場合があることから、契約締結時・発注時というタイミングとの関係も考える必要があると指摘がなされています（本検討会（第 7 回）議事要旨(1)ア）。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(ii) 理由

デジタル払いは、一定の要件の下で賃金の支払にも認められるなど、今後の利用拡大が想定されることが挙げられています。

(7) その他の項目

(i) 結論

上記のほか、業務委託に係る契約の終了事由、中途解除の際の費用、業務委託事業者の住所、やり直しが生じ得る場合の条件・範囲等については、明示事項として義務付けることが必要とまでは考えられないとされています。

(ii) 理由

①明示事項とすることでかえって発注者側に有利な内容の契約書のひな形が使用される可能性が想定されること、②令和5年度実態調査ではその他の項目について、業務遂行上明示することが望ましいとの回答は必ずしも多くなかったこと²⁶、③発注者側に追加的な負担を課すこととなり、フリーランスに対する発注控えが生じる懸念があること、④フリーランスが業務委託する場合に過度な負担を課すのは適切ではないことが挙げられています。

(iii) ガイドライン等での対応が期待される事項

中途解除の際の費用や、やり直しが生じ得る場合の条件・範囲に関して、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対して、費用を負担せずに発注を取り消し、又はやり直しをさせる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとして問題となるなど、本法5条に定める遵守事項に関する考え方をガイドライン等で明らかにすることが期待されるとしています。

3. 本法5条の規定の対象となる業務委託の期間

本法5条1項では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、業務委託をした場合にしてはならない行為が定められています²⁷。そして、当該規定の対象となる業務委託は、「政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）」に限定されています。

本報告書では、(i) 当該期間の適当な長さ、(ii) 契約が更新された場合の契約期間の算定方法、(iii) 基本契約と個別契約が存在する場合の契約期間の扱い、(iv) 契約に「終期」の定めがない場合の扱いの4点について、本検討会の見解が示されています。

²⁶ 具体的には、「その他」について、業務遂行上明示が望ましいとの回答があったのは24件で、全回答数1,200件のうちの2.0%となっています（令和5年度実態調査第8表）。

²⁷ 受託事業者に戻責事由なく受領を拒むこと（1号）、報酬を減額すること（2号）及び給付された物を引き取らせること（3号）、並びに不当な報酬額を定めること（4号）、及び正当な理由なく自己の指定する物の購入又は役務の利用を強制すること（5号）の5類型が定められています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(1) 期間の適当な長さについて

本法5条1項の「政令で定める期間」は、特定業務委託事業者が業務委託をした日を「始期」、特定業務委託事業者が業務委託に係る給付を最後に受領する日を「終期」として、「1か月」とすることが適当であるという意見が示されています。

もっとも、発注した日より後の日に業務委託契約を締結した場合に契約締結日と発注日のいずれの日を「始期」とするのか、給付があった後に検収期間が別途用意されている場合にも最初に約束した最後の給付受領日を「終期」と扱うのかどうかなど、「業務委託をした日」、「給付を最後に受領した日」の解釈・適用についてはなお不明確な点があるため、今後ガイドラインで明確化する可能性について本検討会において議論されています²⁸。

本検討会においては、発注者となる小規模事業者に混乱が生じるおそれがあることなどから、まずはより長期の期間を設定すべき等の意見もありました。しかし、令和5年度実態調査の結果、フリーランスの業務委託の「発注・依頼を受けた日」（契約締結日）から「納入日・サービスの提供日」（契約終了日）までの期間については「1か月未満」が全体の約4割を占め、また回答中央値は「1か月程度」であったこと、及び平均的な期間と納得できない行為を受けた経験の有無のクロス集計をみると、「1か月未満」、「1か月程度」及び「3か月程度」で、「納得できない行為を受けた経験」が「ある」と回答した割合に大きな違いはなかった²⁹ことが明らかになっています。これらの実態と、本法の未然防止効果を広く及ぼすために期間を1か月とすることが適切であるとの意見や、同様の規定内容を有する下請法には期間による限定がないこと等を踏まえ、期間を比較的短い「1か月」とすべきという結論に至っています。

(2) 契約が更新された場合の期間の算定方法

「当該業務委託に係る契約の更新」によって「当該政令で定める期間以上継続して」行われることになる業務委託についても本法5条1項の規制の対象となるところ、(i) 連続する業務委託契約の間に空白期間がある場合に、どの程度の空白まで「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるべきか（契約間の空白期間の長さの問題）、(ii) 連続する業務委託契約がどの程度同一であれば「当該業務委託に係る契約の更新」と認めるべきか（契約の同一性の問題）という2つの論点が存在します。

本報告書では、このうち、(i) 契約間の空白期間の長さの問題については、①断続的な業務委託による脱法行為を防ぐため、空白期間があっても更新を認める一方で、②空白期間は固定日数以内とするなど当事者にとって明確なルールにすることが考えられるという見解が示されています。

(ii) 契約の同一性の問題については、公取委において契約の同一性に関する判断基準をガイドライン等で明確化することが期待されるとしていますが、本検討会にお

²⁸ 本検討会（第7回）議事要旨(1)イ

²⁹ 令和5年度実態調査第3表、第5表

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ける議論では、以下3つの方向性が検討されていました³⁰。

1つ目は、前後の業務委託に係る給付内容に変更がない場合のみ「当該業務委託に係る契約の更新」と認める（この場合、契約期間の延長や報酬の増減等の変更は許容され得る）と狭く解するものです。

2つ目は、業務委託の給付内容の同一性に関する判断基準（成果物の用途、役務の目的等）を設け、前後の業務委託に係る給付内容が判断基準に合致する場合に更新を認めるというものです。

3つ目は最も広く、同じ委託事業者からの業務委託であれば原則として更新を認めるというものです。

1つ目及び3つ目の方向性については、基準として明確であるという利点がある一方で、その範囲が狭すぎる又は広すぎるのではないかという批判もあり得るところです。一方、2つ目の方向性では、基準の定め次第では同一性の判断が明確にならないという問題が生じ得ます。今後、ガイドライン等でこの点についてどのような指針が示されるのかが注目されます。

(3) 基本契約と個別契約が存在する場合の契約期間の扱い

本報告書では、業務委託について基本契約と個別契約が存在している場合には、基本契約が締結された日を「始期」、基本契約が終了した日を「終期」とするのが適当であるという意見が示されています。当該意見を前提とすると、フリーランスと「政令で定める期間以上の期間」の基本契約を締結する場合には、個別契約の期間の長さにかかわらず基本的に全て本法5条1項の規制が適用されることとなります。

(4) 契約に「終期」の定めがない場合の扱い

本報告書では、業務委託契約の「終期」に期間の定めがない場合も、本法5条1項の規制の対象とすることが適当であるという考えが示されています。

4. その他の委任事項

(1) 本法2条4項4号（法定されているもの以外の情報成果物）

本報告書では、本法の規制を受ける業務委託の対象となる「情報成果物」について、本法2条4項1号から3号までに規定されているもの³¹以外に該当するものが想定されないため、同4号で政令で定めることとされている法定されているもの以外の情報成果物（「前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの」）については規定しないことが考えられるとしています。

³⁰ 本検討会（第5回）事務局説明資料4「「契約の更新」について」

³¹ 具体的には、プログラム（1号）、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（2号）、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（3号）が定められています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(2) 本法 3 条 1 項 かつこ書（電磁的方法）

上記 2. のとおり、本法 3 条 1 項では、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を書面又は電磁的方法で明示しなければならないとされています。この電磁的方法の種類について、令和 5 年度実態調査及び業界団体からのヒアリングにおいて、フリーランスに係る取引においてはメール、オンラインストレージサービス、SNS 等多様な媒体が使用されている実態があることが判明したことから、SNS も含めて電磁的方法を広く認めることが適切であるという見解が示されています。

一方、送信データが事後的に削除できる媒体の使用や、アカウントの停止等で特定受託事業者が業務委託の内容を確認できなくなることを懸念する声があったことも踏まえ、本報告書は、公取委において、送信データを事後的に削除できる媒体を使用する際の留意点や、アカウントの利用停止が発生した場合に採り得る対応を当事者間で取り決めておくことが望ましい旨をガイドライン等で明らかにすることが期待されるとしています。

(3) 本法 3 条 1 項（書面又は電磁的方法により明示する方法）

明示事項の明示の方法については、書面の場合は書面の交付、電磁的方法の場合は電磁的方法による提供とするとの考えが示されています。

(4) 本法 3 条 2 項 本文（書面交付請求があった場合の交付方法）

電磁的方法で明示事項を明示した後に書面交付請求があった場合の交付方法については、本法 3 条 1 項における書面による明示方法（上記(3)）に準じるものとするとの考えが示されています。

(5) 本法 3 条 2 項 ただし書（特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）

電磁的方法で明示事項を明示した後に書面交付請求があったが、当該請求を認めなくとも特定受託事業者の保護に支障を生ずることがないとして書面交付義務が発生しない場合として、本報告書では、①特定受託事業者が自らの意思で電磁的方法による明示を希望し、それに業務委託事業者が応じたにもかかわらず、その後、当該特定受託事業者が合理的な理由なく改めて書面の交付も求める場合、②特定受託事業者の求めに応じて既に業務委託事業者が書面の交付を行った場合（複数回の書面交付請求があった場合）、③書面を交付することなく電磁的方法により業務委託に係る手続が完結する場合（インターネット上で業務委託を受けることが前提となっているような場合）が考えられるとされています。

(6) 本法 4 条 3 項（再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項）

本法 4 条 1 項は、特定業務委託事業者から特定受託事業者への業務委託の報酬の支払期日は、特定受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日以内としている

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ところ、同条 3 項はその例外として、再委託の場合においては、特定業務委託事業者が発注元から支払を受けていないにもかかわらず、再委託先の特定受託事業者に対して報酬を支払わなければならないこととなると、事業経営上大きな負担を生ずることになることを踏まえ、一定の事項の明示を条件として報酬の支払期日を発注元からの報酬の支払期日から 30 日以内とすることが規定されています。

同項では、当該再委託の場合の例外的な支払期日を適用するための明示事項として、「再委託である旨」、「元委託者の氏名又は名称」「元委託業務の対価の支払期日」及び「その他の公正取引委員会規則で定める事項」を定めています。本報告書では、この「その他の公正取引委員会規則で定める事項」について、本法で既に規定されている明示事項に更なる追加をすることは、委託事業者の負担を過度に増やすこととなり、フリーランスに対する発注控えが生じる懸念があることから、「その他の公正取引委員会規則で定める事項」を規定する必要はないという見解が示されています。

(7) 本法 10 条において準用する独占禁止法 70 条の 6（送達に関する規定）

送達に関する規定については、独占禁止法 70 条の 6 に関連する公取委規則と同様の内容にするとの考えが示されています。

5. おわりに

以上のとおり、本報告書では、政令や公取委規則に委任されている事項がどのような方向で策定されるべきかの指針が示されました。公取委は、これを踏まえて、関係省庁とも連携の上で³²、速やかに政令や公取委規則、ガイドライン等を策定した上で、周知・広報活動を幅広く行うこととされています。

本法は、中小企業・小規模事業者を含む発注者やフリーランス等の取引実務に大きな影響を与えることが予想されるところ、本報告書は、本法の規制対象となる業務委託を行っている又は行う予定がある事業者にとって、今後の規制の方向性及びその背景となる具体的な考え方の理解の一助となるものとして重要です。また、事業者においては、今後の動向にも引き続き注視し、本法及び今後制定される政令・公取委規則・ガイドライン等を踏まえ、特定受託事業者との契約プロセス等が規制に合致しているか改めてチェックし、必要に応じてより適切な体制に改めることが推奨されます。

³² 本法は、取引の適正化に係る規定（本法 2 章）については中小企業庁と協力して主に公取委が、就業環境の整備に係る規定（本法 3 章）については主に厚生労働省が、それぞれ執行を担うとされています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『生成 AI と競争政策～イノベーションのために競争政策が果たす役割とは？～』
開催日時 2024年3月15日（金）14:00～16:50
講師 高宮 雄介
主催 公正取引委員会

文献情報

- 論文 「米国法曹協会反トラスト法部会グローバルセミナー（東京）の概要」
掲載誌 月刊公正取引 No.880
著者 高宮 雄介

NEWS

- 横浜オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト 弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の実経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2024年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設す

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

る予定です。

➤ ジャカルタオフィス代表電話番号変更のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィスは、代表電話番号を下記の通り変更いたしましたのでご案内いたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

<新電話番号>

+62-21-3021-2222（代表）（旧番号：+62-21-3020-0222）

※住所に変更はございません。